

# 刑事IT化法案に反対する意見書

2025年3月24日  
自由法曹団

## はじめに

2024年2月15日、法制審議会（総会）は、刑事法（情報通信技術関係）部会の取りまとめに基づき、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する要綱（骨子）」（以下、「本要綱」ないし「要綱」という。）を採択し、法務大臣に答申した。本要綱は、電磁的記録による令状の発付や電磁的記録提供命令など捜査機関の利便に資する多くの制度の導入を提案する一方で、弁護士によるオンライン接見や電磁的記録である書類の授受に関する規定の創設を見送るなど、被疑者、被告人を含む市民の権利を侵害するものであり、自由法曹団は、本要綱に基づく法改正に反対する。

以下、本要綱中、特に問題のある事項について、意見を述べる。

なお、本要綱に基づき作成された法律案（情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案、以下、「刑事IT化法案」ないし単に「法案」という。）が、本年2月28日に閣議決定され国会に提出されている。以下では、対応する法案（法律名の記載がない場合は刑事訴訟法を指す）と本要綱を各々引用した上で、項目ごとに意見を述べる形式となっている。

## 第1-1

### 訴訟に関する書類の電子化

#### 3 申立て等及びその記録の電子化

（法案）

**第五十四条の二** 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述（以下「申立て等」という。）であつて、当該申立て等に関するこの法律の規定により書面をもつてするものとされているものについては、当該規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができる。

② 前項の方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面をもつてするもの

として規定したこの法律の規定に規定する書面をもつてされたものとみなして、この法律その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。ただし、当該法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

③ 第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所若しくは裁判長又は裁判官に到達したものとみなす。

**第五十四条の三** 検察官及び弁護士である弁護人は、申立て等については、口頭である場合を除き、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織を使用して当該申立て等に係る事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりしなければならない。ただし、次に掲げる申立て等については、この限りでない。

一 令状の請求

二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八章又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十七条若しくは第十八条の罪に係る事件に係る略式命令の請求及びこれと同時にする公訴の提起（これらの事件の簡易かつ迅速な処理に関する準則で定める様式の書面によりするものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、裁判所の規則で定める申立て等

② 前項の規定は、検察官又は弁護士である弁護人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等を行うことができない場合には適用しない。

（要綱）

### 3 申立て等及びその記録の電子化

(1) 電子情報処理組織を使用する方法等による申立て等

ア 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述（以下「申立て等」という。）であって、当該申立て等に関するこの法律の規定により書面をもつてするものとされているものについては、当該規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ウにおいて同じ。）を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録し、又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができるものとする。

イ アの方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面をもつてするものとして規定したこの法律の規定に規定する書面をもつてされたものとみなして、この法律その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用するものとする。

ウ アの電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に当該裁判所若しくは裁判長又は裁

判官に到達したものとみなすものとする。

エ 検察官及び弁護士である弁護人は、申立て等(口頭とするものを除く。)をするときは、アの方法により、これをしなければならないものとし、ただし、令状の請求並びに略式命令の請求及びこれと同時にする公訴の提起その他裁判所の規則で定めるものについては、この限りでないものとする。

オ エは、検察官又は弁護士である弁護人が、裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、アの方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しないものとする。

(意見)

(1) 本規定は、オンライン申立てについて定めている。まず「ア」で勾留決定に対する準抗告申立書や保釈請求書等の申立てをオンラインによる方法で行うことができる旨定めた上で、「エ」で検察官及び弁護人は原則としてオンラインで申立てを行うこととされ、「オ」で電子計算機の故障その他弁護人に帰責事由なくオンライン申立てができない場合に、例外的に従前どおりの申立て方法を認めている。

(2) 「裁判所の規則で定める電子情報処理組織」とは、民事訴訟手続の一部で導入されている mints や teams のようなシステムが想定される場所、民事訴訟では代理人のパソコン等のデバイスで teams が上手く作動せずにアクセスできない事態が頻発していたり、mints についても導入や普及がほとんど進んでおらず、使い勝手が悪いなどの問題点が指摘されている。

(3) このように接続トラブルが多く、また導入がほとんど進んでいない方法を弁護人による申立ての原則的形態とすることには慎重になるべきである。特に、弁護人側に帰責事由がない限り、オンライン申立てが義務とされるのは、弁護人側のパソコン故障等で裁判所のサーバーにアクセスできない場合や mints 等を導入していない場合でも、オンライン申立てが強制され不当である。

弁護人による各種申立ては、被疑者及び被告人の防御権と結びついており、弁護人による申立てが抑制されると、積極的な弁護活動が阻害され、被疑者及び被告人の防御権侵害にもつながりかねない。

(4) したがって、オンライン申立てを原則とするのではなく、書面による申立てとオンライン申立ての選択権を弁護人に与えるべきである。

## 7 供述の内容を記録した電磁的記録等の作成及び取扱い

(法案)

### 第百九十八条 ①～③ (略)

④ 前項の調書については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載し、又は記録しなければならない。

- 一 調書を書面をもつて作成する場合 調書
- 二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書の内容を表示したもの

⑤ 被疑者が、調書に誤りのないことを申し立てたときは、被疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとることを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。

- 一 調書を書面をもつて作成する場合 調書に署名押印すること。
- 二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書に裁判所の規則で定める署名押印に代わる措置をとること。

**第三百二十一条** 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

- 一 裁判官の面前（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法による場合を含む。次号において同じ。）における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異なつた供述をしたとき。

二 (略)

②～④ (略)

(要綱)

## 7 供述の内容を記録した電磁的記録等の作成及び取扱い

(1) 被疑者の供述を録取する調書の作成

ア 刑事訴訟法第198条第3項の調書（電磁的記録をもつて作成したものに限る。以下このアにおいて同じ。）は、その内容を表示したものを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記録しなければならないものとする。

イ 被疑者が、アの調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに裁判所の規則で定める署名押印に代わる措置をとることを求めることができるものとし、ただし、これを拒絶した場合は、この限りでないものとする。

(略)

(3) 被告人以外の者の供述を記録・録取した電磁的記録等の証拠能力

刑事訴訟法第321条第1項第1号の「裁判官の面前」及び同項第2号の「検察官の面前」について、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法による場合を含む旨を規定すること。

(意見)

(1) この規定は、まず「(1)」において捜査機関が作成する供述調書の電磁的記録化を認めている。また、「(3)」ではオンラインでの取調べで作成された調書であっても、証拠能力の

点では、聴取者の「面前」での聴き取りと同じ扱いをすると定めている。

(2) 供述調書は基本的には伝聞証拠であり、原則として証拠能力が認められないにもかかわらず、刑事裁判では今なお重視されている証拠である。供述調書を巡っては、捜査機関側が設定したストーリーに沿う内容で作成されることや、長時間の取調べにより強要されて自白調書が作成されること等が問題視されている。また、袴田事件に代表されるように、捜査機関側による証拠の捏造によって冤罪が生み出されてきた問題も忘れてはならない。

(3) 電磁的記録は改ざん等が容易に行うことができる一方で、改ざん等がなされた痕跡を発見するには専門的知識や技術が必要になる。弁護人側が等しく専門的知識を有しているわけではない以上、弁護人に分からない形で事後的に改ざん等がなされる恐れがある。

したがって、事後的な改ざん等を防止する措置が何ら担保されていないもとで、安易に供述調書の電磁的記録化を認めるべきではない。

(4) また、オンライン取調べでの調書の作成については、供述者のいる場所や置かれた状況、供述環境、同席者の有無など、供述に影響を与える事情はオンラインの画面越しでは分かりようがない。把握できる事情に限界のある取調べ方法であっても「面前調書」と同じ扱いをして、一定の要件のもとで証拠能力を認めるとなると、今まで以上に事実認定を歪める危険性があり、認められない。

今では一部事件で取調べ中の録音録画が実施されているが、オンライン取調べでの録音録画は、オンラインで通信された音声と映像記録に限られることとなる。そうすると、上述のように供述に影響を与える事情はどこにも記録されなくなり、弁護人において供述調書の信用性が吟味できなくなる。これでは被告人の防御権が大きく後退するため、オンライン取調べの調書は基本的に証拠能力を認めるべきではない。

## 第1-2

### 電磁的記録による令状の発付・執行等に関する規定の整備

#### 5 電磁的記録による逮捕状の発付・執行

#### 6 検察官等がする差押え等に係る電磁的記録による令状の発付・執行

(法案)

#### 第百九十九条 (略)

② 裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。第四項及び第二百一条の二第一項において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。ただし、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

③ 逮捕状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によるこ

とができる。

④ (略)

**第二百条** 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 逮捕状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状を返還しなければならない旨
- 二 逮捕状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

② 逮捕状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 逮捕状が書面による場合 記名押印すること。
- 二 逮捕状が電磁的記録による場合裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（逮捕状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

③ (略)

**第二百一条** 逮捕状により被疑者を逮捕するには、被疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 逮捕状が書面である場合 逮捕状を示すこと。
- 二 逮捕状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、逮捕状に記録された事項及び前条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

② (略)

**二百十八条** 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

②～⑤ (略)

⑥ 第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

⑦～⑩ (略)

**第二百十九条** 前条第一項の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日その

他裁判所の規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 当該令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨
  - 二 当該令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨
- ② 前条第二項の場合には、同条第一項の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載し、又は記録しなければならない。
- ③ 前条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。
- 一 当該令状が書面による場合 記名押印すること。
  - 二 当該令状が電磁的記録による場合裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。
- ④ 裁判官は、前条第三項の許可をするときは、同条第一項の令状にその旨を記載し、又は記録しなければならない。
- ⑤ （略）

（要綱）

## 5 電磁的記録による逮捕状の発付・執行

- (1) 逮捕状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。
- (2) 電磁的記録による逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間並びにその期間経過後は逮捕をすることができず令状は検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。
- (3)ア 電磁的記録による逮捕状により被疑者を逮捕するには、裁判所の規則の定めると

ころにより(2)の事項及び(2)の記名押印に代わる措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して被疑者に示さなければならないものとする。

イ 1(4)ウは、電磁的記録による逮捕状により被疑者を逮捕する場合についても同様とするものとする。

## 6 検察官等がする差押え等に係る電磁的記録による令状の発付・執行

- (1) 刑事訴訟法第218条第1項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。
- (2) 電磁的記録による(1)の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間並びにその期間経過後は差押え、捜索又は検証に着手することができず令状は検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。
- (3) 2(3)は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が刑事訴訟法第218条の規定によってする差押え又は検証についても同様とするものとし、2(4)は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が同条の規定によってする捜索についても同様とするものとする。

(意見)

(1) 本規定は、逮捕状、勾留状、差押え令状、検証令状といった各種令状の発付をこれまでの書面ではなく、電磁的記録によることを認めるものであるが、このような電子令状が導入されると、憲法の定める令状主義（憲法33条・35条）が侵害される危険性が極めて高くなるから、認めるべきではない。

(2) まず、裁判所から発付される令状が電磁的記録化されるだけでなく、令状請求自体も電磁的記録を用いてオンラインによって行われることとなる（法案45条の3第1項第1号）。

オンラインで簡易かつ迅速に令状請求ができ、発付された電子令状が直ちに執行できるようになると、捜査機関側に著しい便宜が与えられ、令状請求に対する心理的ハードルが大幅に低下する。そうなる必要性の乏しい場合でも強制処分が選択されるなど、強制処分の濫用・乱発につながる危険性が極めて高い。

司法審査を通じて真に必要かつ相当な場合にのみ令状による強制処分を認めるのが憲法及び刑事訴訟法の理念であり、こうした理念が根底から崩される可能性がある。

- (3) また、被処分者への令状呈示についても、電子令状の場合では相応の大きさや一覧性をもって表示されなければならないが、これは現実的とはいえないから、結局、スマホや小型タブレットに表示させて簡易的に呈示することになる。しかし、これでは記載内容の判読が困難であったり一覧性がない。

令状主義の精神は、強制処分の発動対象と権限行使の具体的範囲を予め令状によって明示・限定することで、捜査機関による恣意的な権限行使を抑制することであり、令状呈示についても、受任の範囲を被処分者に告知し、不服の機会を付与する点に意義がある。

令状呈示がスマホ等で簡易になされた場合に、被処分者は捜査機関の権限行使の範囲（被処分者が受忍すべき範囲）を十分に認識できない恐れがあり、執行の現場において令状で限定された範囲を超えた執行が横行する危険性がある。これでは憲法や刑事訴訟法に基づく令状主義の精神が没却されかねず、被処分者の憲法上の権利に対する侵害が生じてしまう。

- (4) さらに、捜査機関による電子令状の捏造の恐れもある。電磁的記録は改ざんや捏造が容易であり、捏造された電子令状により被処分者に重大な権利侵害が生じる恐れがある。
- (5) よって、捜査機関側に一方的に有利になる電子令状は認めるべきではないし、オンラインによる令状請求も認めるべきではない。

## 第1-3

### 電磁的記録を提供させる強制処分の創設

#### 1 裁判所による電磁的記録提供命令

(法案)

**第百二条の二** 裁判所は、必要があるときは、電磁的記（新設）録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令をいう。以下同じ。）をすることができる。

一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二 電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。）

同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）

② 電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする。

**第百七十九条** 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に押取（電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命

ずるものに限る。)を含む。)、検索、電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)、検証、証人の尋問又は鑑定を請求することができる。

(要綱)

### 1 裁判所による電磁的記録提供命令

- (1) 裁判所は、必要があるときは、電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する権限を有する者に対し、電気通信回線を通じて電磁的記録を裁判所が指定する記録媒体に記録させ若しくは移転させる方法又は電磁的記録を記録媒体に記録させ若しくは移転させて当該記録媒体を提出させる方法により、必要な電磁的記録を提供することを命ずることができるものとし、ただし、記録媒体に移転させる方法による提供は、電磁的記録を保管する者に対してのみ命ずることができるものとする。
- (2) (1)の命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする。
- (3) 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第1回の公判期日前に限り、裁判官に(1)の命令を請求することができるものとし、その請求を受けた裁判官は、その処分に関し、裁判所または裁判長と同じ同一の権限を有するものとする。

(意見)

#### (1) 対象となる情報の特定の問題

近年の情報化社会・デジタル社会において、いったんプライバシーや営業秘密が侵害されると、その回復は不可能といえる。そのような社会的背景にふさわしく、電磁的記録提供命令の令状記載事項は、対象となる情報の特定を行わなければならないが、本要綱には、そのような特定を求める旨の記載はない。

そもそも記録媒体は、書面に比して、情報容量が非常に大きく、対象となる情報と無関係の情報を大量に含んだまま提供される可能性があり、市民のプライバシー権(憲法13条)を侵害する程度が著しく大きくなる。その歯止めとなる特定に関する規定がない以上、認められるものではない。

なおかつ、電磁的記録提供命令は、その違反行為に一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金の刑罰を科すこととなっている(法案第124条の2、第222条の2)。従来の記録命令付差押(刑訴法99条の2)では拒否してきた事業者も対応が迫られることになるが、通信の秘密、費用の負担、法人自身に対する処罰や損害賠償請求の可能などの危険を負う恐れがあるが、この点に対する配慮規定もなく問題である。

#### (2) 情報主体の保護の問題点—自己負罪拒否特権を害する

憲法38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」として、自己負罪拒否特権を保障している。しかし、性質上大量となりやすい電磁的記録の中に、処分を受ける者にとって、自己に不利益な情報であって、かつ、供述としての性格を有するものが含

まれる可能性は高い。そのような自己に不利益な供述である電磁的記録を提供することが刑罰を持って強要されるようなことがあれば憲法38条1項に違反することは明らかである。この点に対する配慮のない本要綱は認められるものではない。

## 2 命令拒絶事由（略）

## 3 目録の交付（略）

## 4 移転をさせた電磁的記録の原状回復

（法案）

**第二百三十二条の二** 電磁的記録提供命令（第二条の二第一項第一号ロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

（要綱）

### 4 移転をさせた電磁的記録の原状回復

- (1) 1(1)の命令により移転させた電磁的記録について、当該命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該命令を受けた者に対し、当該電磁的記録の複写を許し、又は当該電磁的記録が記録された記録媒体を交付しなければならないものとする。
- (2) (1)の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないものとする。

（意見）

本件の提供命令を受けた者に「保管させないこととする理由がなくなつたとき」の規定があるが、後述するように、事件が終結した場合も含め、提供を受けた側に保管の必要がなくなつたときの削除の手段について規定がない。

## 5 捜査機関による電磁的記録提供命令

（法案）

**第二百十八条** 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、搜索、電磁的記録提供命令又は検証をすることができる。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

②（略）

③ 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、

必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。

④・⑤（略）

⑥ 第三項の許可の請求は、前項の請求をする際に、検察官、検察事務官又は司法警察員からしなければならない。

⑦ 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

**第二百十九条** 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

②（略）

③ 裁判官は、前条第三項の許可をするときは、同条の令状にその旨を記載しなければならない。

**第二百二十二条** 第九十九条第一項、第百条、第百二条、第百三条から第百五条まで、第百十条、第百十条の二前段、第百十一条第一項前段及び第二項、第百十一条の二前段、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十八条、第百十九条、第百二十条第一項、第百二十一条第一項及び第二項、第百二十二条、第百二十三条第一項から第三項まで並びに第百二十四条の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第百十条の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定によつてする電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）について、第百五条の二、第百十条、第百十一条第三項、第百二十条第二項及び第三項並びに第百二十三条の二第一項の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定によつてする電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）

（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）について、第百十条、第百十一条の二前段、第百十二条、第百十四条、第百十八条、第百二十九条、第百三十一条及び第百三十七条から第百四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。ただし、司法巡査は、第百二十二条から第百二十四条までに規定する処分をする

ことができない。

**第一百十条** 差押状又は搜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない。

(要綱)

## 5 捜査機関による電磁的記録提供命令

- (1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に対し、電気通信回線を通じて電磁的記録を検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が指定する記録媒体に記録させ若しくは移転させる方法又は電磁的記録を記録媒体に記録させ若しくは移転させて当該記録額を提出させる方法により、必要な電磁的記録を提供することを命ずることができるものとし、ただし、記録媒体に移転させる方法による提供は、電磁的記録を保管する者に対してのみ命ずることができるものとする。
- (2) (1)の令状には、被疑者又は被告人の氏名、罪名、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者、提供の方法、有効期間及びその期間経過後は提供を命ずることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならないものとする(注)。
- (3) (1)の令状は、処分を受ける者にこれを示さなければならないものとする。
- (4) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、(1)の命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、(1)の命令を受ける者に対し、みだりに(1)の命令を受けたこと及び提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨を命ずることができるものとする。
- (5) (4)の許可の請求は、(1)の令状の請求をする際に、検察官、検察事務官または司法警察職員からしなければならないものとする。
- (6) 裁判官は、(4)の許可をするときは、(1)の令状にその旨を記載するものとする。
- (7) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、(4)の命令をした場合において、その必要がなくなったときは、その命令を取り消さなければならないものとする。

(意見)

### (1) 情報主体の保護の問題点

#### ア 対象となる情報の特定の問題点－捜査機関による監視手段化の危険

裁判所による提供命令についても述べた問題点であるが、捜査機関による電磁的記録提供命令の場合は、より問題が大きい。

現代においては企業・事業者が保有するコンピュータに大量の個人データが蓄積されている。例えば、交通系 IC を使用した移動履歴や、ネットショッピングでの購買履歴、SNS などへの投稿、インターネットの閲覧履歴などである。これらの個人データに対し

て捜査が行われた場合に、データの帰属主体である本人が認識していない間にデータが入手され、本人が関与する機会も与えられないということも起こり得る。デジタル社会における個人情報保護の必要性に鑑みれば、電磁的記録の提供を命じたり、電磁的記録が記録された記録媒体を押収したりするときは、被疑事実との関連性がない個人情報まで、包括的に捜査機関に収集されることができない限りないように特に留意されなければならない。特に捜査機関は、被疑事実の全容が不明瞭な段階で幅広く情報を得ようとする意識が働く危険性が高い。被疑事実との関連性や電磁的記録の種類などをできる限り特定し押収の範囲を令状段階から特定できる必要があるが、本要綱には、そのような規定を要求しておらず問題である。

被疑事実との関連性のないデータを収集してはならないことは当然の前提になっているはずであるが、本要綱には、そのことを明確にし、データの帰属主体にも不服申立ての機会を保障し、違法な捜査により取得されたデータの消去を義務付けるなど、厳格な要件、手続がない以上、捜査機関によって被疑者及び被告人だけでなく、弁護人との通信内容が監視されたり、さらには企業、労働組合、報道機関、市民団体、政党などの団体の活動が監視されたりする危険が払拭できず、国民全てのプライバシー侵害を内包する極めて危険なものである。

#### イ 自己負罪拒否特権を害する

電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、刑事罰をもって、電磁的記録の提供を強制することができるようにする点で、その電磁的記録に自己に不利益な内容が含まれる場合、自己負罪拒否特権（憲法38条1項）を害することは、裁判所による提供命令の場合と同様である。

加えて、電磁的記録がパスワードにより保護されているような場合、パスワードの供述を強要することが憲法38条1項に抵触することは明らかであり、この点については、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会内においても、電磁的記録提供命令はパスワード等の供述を求めるものでないことが確認されているものの、現在の実務においてさえ、逮捕直後に、当然の義務かのようにパスワードの開示をさせている現状に鑑みると被疑者が適切に黙秘権を行使して拒絶できるかは疑わしく問題である。

#### (2) 秘密保持命令の問題点

電磁的記録提供命令を受けた者に対して提供したこと等を漏らさない旨の命令が罰則付きで可能となっている。この点は、通信傍受法による通信傍受を受けた者に事後通知があるのに比して、それと逆行する口止めという対応である点からして、提供者の不利益が過大すぎる。かつ、少なくとも被疑者には提供の事実が通知されなければ防御の観点からも問題がある。すなわち、後述のとおり、不服申立が制度として規定されているが、①事業者などが提供命令の対象となった場合に本来の情報主体には不服申立権が認められていないこと、②仮に本来の情報主体に不服申立権が認められても秘密保持命令により提供の事実が知らされないのであれば適切な行使が不可能で無意味であるからで

ある。

(3) 取得したデータの取扱いに関して十分なルールがないという問題点

捜査機関が提供命令によって情報を取得した上で、本来の取得目的と異なる目的で利用されることに対する歯止めがない。たとえば、捜査機関が被疑者不詳のまま電磁的記録提供命令による個人データを幅広く収集した後、これが他の犯罪捜査に流用されないことを担保する制度がない。電磁的記録提供命令は、運用次第で不当な別件捜査が容易に行われる制度になり得る。また、捜査機関の取得するデータ証拠全般について、データの開示、訂正、利用停止を求める手続がない。前述のとおり保管させない理由がなくなったときに複製や交付という手段はあるが、事件が終結した場合も含めて、捜査機関側に保管の必要がなくなったときの削除の手段がない。取得したデータの保管期限や使用自体を規制するルールもない。データの抹消を請求する方法もない。電磁的記録の取得に際して、そのデータが膨大であり、取得時に厳密な選別ができないことを理由として、結果的にある程度広めに取得することがやむを得ない場面が存在するとしても、取得後に被疑事実との関連性がないことが判明したデータは速やかに抹消させる枠組みが必要である。そこで、被疑事実との関連性に疑問がある場合には、準抗告により、捜査機関が関連性を示すことができないデータを消去、利用停止させる手続を保障することが重要である。名古屋高等裁判所の令和6年8月30日判決（白龍町事件）は、無罪確定者が指紋、DNA型及び顔写真の各データの抹消を求めた事例だが、その中でもデータベースの目的外利用につき問題点が指摘されていた。捜査機関が必要のないデータを長期にわたって保有し、これを使用できるものとするのは、個人データをみだりに使用されないという公益保護の観点から見て、脆弱な制度と言わざるを得ない。

(4) 情報管理の立法措置及び独立した第三者機関の設置がないことの問題点

前述の白龍町事件は、捜査の過程でDNA型等の情報は適法に取得されたものであったが、その後に被告人の無罪が確定したことにより、情報を保有しておく必要性がないとして、情報の抹消が命じられた。

また、同じく名古屋高裁で、公安警察の情報収集・保有の趣旨・目的が主張・立証されておらず違法と判断された判決もある（大垣警察市民監視違憲訴訟判決）。いずれの事件も、個人情報のみだりに収集・保有・利用されない自由が認められ、抹消請求が認められたことは画期的である（いずれの高裁判決も確定している）。この2つの高裁判決は、警察の情報管理の在り方や公安警察の活動を規律する法律が必要であることを指摘している。

そもそも、警察が、個人情報を違法に収集・保有したり、あるいは結果として保有が違法状態になったりしても適切に抹消したりしないのは、警察の情報管理の在り方を規制する法律や、公安警察の活動を規制する法律がないことが原因である。このような事態に鑑みれば、電磁的記録提供命令によって、プライバシー侵害の被害が格段に大きくなることは明白である。

今後、警察捜査によるプライバシー侵害を許さず、日本国憲法のもと民主的な警察を実現するためには、警察の情報管理の在り方や公安警察の活動を規律する法律を制定することが急務である。また、これら警察の情報管理の在り方や公安警察の活動が制定された法律に基づいて適正に行われているかどうかをチェックするために、警察から独立した民主的な基盤を有する監視機関を設置することが不可欠である。捜査機関による電磁的記録提供命令を設けるとなると、その必要性はなおさらである。これらの条件を満たす法律や制度のないまま電磁的記録提供命令を創設することは許されてはならない。

## 6 捜査機関による電磁的記録提供命令についての準用（略）

## 7 不服申立て

（法案）

**第四百二十九条** 裁判官が次に掲げる裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。判の取消し又は変更を請求することができる。

一 （略）

二 勾留、保釈、押収（電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、押収物の還付、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）又は第百二十三条の二第一項（第五百十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による複写に関する裁判

**第四百三十条** 検察官又は検察事務官のした第三十九条第三項の処分又は押収（電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、押収物の還付、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、第二百十八条第三項の規定による命令若しくは第二百二十二条第一項若しくは第五百十三条第六項において準用する第百二十三条の二第一項の規定による複写に関する処分に不服がある者は、その検察官又は検察事務官が所属する検察庁の対応する 裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

（要綱）

## 7 不服申立て

- (1) 裁判所がした 1(1)の命令又は 4(1)の複写の許可若しくは記録媒体の交付に関する決定に対しては、抗告をすることができるものとする。
- (2) 1(3)により裁判所と同一の権限を有する裁判官がした 1(1)の命令又は 4(1)の複写の許可若しくは記録媒体の交付に関する裁判に対しては、準抗告をすることができるものとする。
- (3) 検察官、検察事務官又は司法警察職員がした 5(1)若しくは(4)の命令又は 6 において

準用する 4(1)の処分に対しては、準抗告をすることができるものとする。

(意見)

本来の情報主体に不服申立権が認められず、かつ、秘密保持命令の存在により準抗告が無意味化してしまう。

前述のとおり、不服申立が制度として規定されていても、事業者などが提供命令の対象となった場合に本来の情報主体には不服申立権が認められておらず、その本来の情報主体にとっては、不服申立ての機会が与えられない、すなわち、違法なプライバシー侵害を回復する機会が与えられないこととなる。これが被疑者であった場合には防御の観点からも問題がある。

また、仮に本来の情報主体に不服申立権が認められても前述の秘密保持命令により提供の事実が知らされないのであれば適切な行使が不可能で無意味である。

## 8 罰則

(法案)

**第二百二十四条の二** 正当な理由がなく、第二条の二第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

**第二百二十二条の二** 正当な理由がなく、第二百十八条第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(要綱)

## 8 罰則

(1) 正当な理由がなく 1(1)又は 5(1)若しくは(4)の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、1 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金に処するものとする。

(2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても(1)の罰金刑を科するものとする。

(意見)

### (1) 問題のある制度への罰則化

上記で述べてきたとおり、電磁的提供命令制度自体に問題点が多い以上、その上、違反

者への罰則を科すことは違法な人権侵害に他ならない。

## 9 記録命令付差押え（刑事訴訟法第99条の2）の廃止（略）

## 10 その他所要の規定の整備

### 第2-2

#### 映像と音声の送受信による裁判所の手続への出席・出頭を可能とする制度の創設

##### 1 映像と音声の送受信による公判前整理手続期日等への出席・出頭

（法案）

###### 第三百十六の七

② 裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判長が公判前整理手続期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。次項及び第三百十六条の九第四項において同じ。）以外にある場所であつて、相当と認めるものに検察官又は弁護人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した検察官又は弁護人は、その公判前整理手続期日に出頭したものとみなす。

③ 裁判所は、同一構内以外にある場所に合議体の構成員を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、公判前整理手続期日における手続を行うことができる。

###### 第三百十六条の九

④ 裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、相当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その公判前整理手続期日に出頭したものとみなす。

（要綱）

##### 1 映像と音声の送受信による公判前整理手続期日等への出席・出頭

###### (1) 検察官・弁護人・裁判長ではない裁判官の出席・出頭

ア 裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判長が公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日（以下「公判前整理手続期日等」という。）における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。イ及び(2)において

同じ。)以外にある場所であって相当と認めるものに検察官又は弁護人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、公判前整理手続期日等における手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した検察官又は弁護人は、その公判前整理手続期日等に出頭したものとみなすものとする。

イ 裁判所は、同一構内以外にある場所に合議体の構成員を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、公判前整理手続期日等における手続を行うことができるものとする。

(2) 被告人の出頭

裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって相当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、公判前整理手続期日等における手続を行うことができるものとする。

(意見)

(1) はじめに

いわゆるビデオリンク方式による公判前整理手続への出席等についての規定である。

本要綱では、(1)アとして検察官・弁護人・裁判長ではない裁判官(ここで主として問題となるのは弁護人であろう。)のビデオリンクによる出頭を、(1)イとして被告人のビデオリンクによる出頭を定めている。

(2) 弁護人のビデオリンクによる出頭

まず、弁護人のビデオリンクによる出頭であるが、刑事訴訟法第316条の7は、「公判前整理手続期日に検察官又は弁護人が出頭しないときは、その期日の手続を行うことができない」と規定しており、弁護人の「出頭」、すなわち法廷での在席を求めているところ、これをビデオリンクによる方式で出頭みなしとする規定である。

しかし、裁判所が「相当と認めるとき」に可能という建付けとなっているという点では後述の被告人によるビデオリンクでの出頭と同様である。弁護人として出頭して手続を進めたい場合や、検察官に直接の出頭を要求したい場合なども多々存するが、かかる場合も裁判所の裁量でビデオリンク方式によることができってしまう点で不当である。したがって、「被告人及び弁護人に異議のない」場合にすべきであるところ、「被告人及び弁護人の意見を聴き」となっている点で問題である。

(3) 被告人のビデオリンクによる出頭

次に、被告人の出頭をビデオリンク方式で認めるかについてであるが、この判断は、本要綱では訴訟関係人の意見を聴いた上で、裁判所が「相当と認める」ときに可能という建付けとなっており、被告人や弁護人が反対の意思を表示していたとしても、これに反してビデオリンク方式によることが理論上可能となってしまう。これは、公判前整理手続にて「被告人は、公判前整理手続期日に出頭することができる。」(刑

事訴訟法第316条の9第1項)とのみ定められており、出頭が必要的とされている弁護人との比較からしてもその出頭を任意としていることと関連する。つまり、求めによって手続の内容を知る機会が認められるとしても、それが現実の対面を経て行われることを権利として保障するものではないという考えが前提にある。

しかし、刑事手続は、真実の発見と被疑者・被告人の権利の保障を目的として、適正手続に基づき履践される必要がある。刑事手続のIT化は、真実の発見、被疑者・被告人の権利の保障のいずれにも資するものではなく、あくまで手続の合理化、簡易化を目的とするもので、その必要性は肯定できるものの、被疑者・被告人の権利保障という目的と比較したときには明らかに劣後する要請である。そのため、刑事手続のIT化を理由に、被疑者・被告人の権利を後退させるようなことがあってはならない。

そして公判前整理手続では、被告人が取調べを望む証拠、もしくは、取調べを望まない証拠に関する採否が決められたり、訴訟の進行が決定されたりする。特に、刑訴法316条の32第1項は、「公判前整理手続・・・に付された事件については・・・やむを得ない事由によって公判前整理手続・・・において請求することができなかったものを除き、当該公判前整理手続・・・が終わった後には、証拠調べ請求をすることができない」と定め、当事者の証拠調べ請求権の行使について当事者に重い責務を負わせており、これは被告人の処罰を決定するにあたり極めて重要な要素を構成することから、被告人は公判前整理手続の内容を把握する必要がある。

また、現行法上、被告人は、公判前整理手続に出頭を求めることが可能であり、その際に一緒に出頭している弁護人からすぐそばで援助を受ける権利があることも看過してはならない。弁護人1人で出頭し、被告人のそばには誰もいないということになれば、整理手続期日でのコミュニケーションが失われることになり、被告人の防御権の侵害に繋がりがかねない。

また、現実問題として、仮に被告人の反対を押し切ってビデオリンク方式による公判前整理手続を強行したとしても、被告人が直接の出頭を求め続け、手続への協力を拒んだ場合、被告人を擁護する使命を有する弁護人は、被告人の意見を聴いて対応する、と回答するほかなく、結果として公判前整理手続期日が空転することになる。それは手続の簡易化、合理化の目的と相反する。

そのため、公判前整理手続をビデオリンク方式で敢行する要件として、「被告人及び弁護人に異議のない」場合にすべきところ、「被告人及び弁護人の意見を聴き」との本要綱の規定は問題である。

## 2 映像と音声の送受信による公判期日への出席・出頭

(法案)

<b>第二百八十六条の三</b> 裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数、事案の軽重その他の事情を考慮した上、やむを
---

得ない事由があり、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。以下この項及び第三百十六条の三十四第五項において同じ。）以外にある場所であつて、相当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によつて、手続を行うことができる。ただし、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人が保釈又は勾留の執行停止をされている場合において、判決を宣告する公判期日における手続を行うときは、この限りでない。

一 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている被告人を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

二 被告人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

② 前項の規定により公判期日における手続を行う場合において、同項の相当と認める場所に在席した被告人は、その公判期日に出頭したものとみなす。

**第二百八十八の二** 弁護人は、裁判所が第二百八十六条の三第一項の規定により公判期日における手続を行うときは、被告人が在席する場所に在席することができる。この場合において、その場所に在席した弁護人は、その公判期日に出頭したものとみなす。

#### **第三百十六の三十四**

⑤ 裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、次の各号に掲げるいずれかの場所に申出をした者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した当該申出をした者は、その公判期日に出席したものとみなす。

一 裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所以外の場所であつて、同一構内にあるもの

二 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、裁判所が相当と認めるもの

⑥ 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付してこれを裁判所に通知するものとする。

⑦ 前各項の規定は公判準備において証人の尋問が行われる場合について、第一項から第四項までの規定は公 検証が行われる場合について準用する。判準備において検証が行われる場合について、それぞれ準用する。

(要綱)

## 2 映像と音声の送受信による公判期日への出席・出頭

### (1) 被告人・弁護人の出頭

ア 裁判所は、次に掲げる場合において、事案の軽重、審理の状況、弁護人の数その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内(裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。このアにおいて同じ。)以外にある場所であって相当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、公判期日における手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した被告人は、その公判期日に出頭したものとみなすものとする。

(ア) 被告人が傷病又は障害のため同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

(イ) 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は被告人(刑事施設又は少年院に収容中の者に限る。)を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

イ 弁護人は、裁判所がアにより公判期日における手続を行うときは、被告人が在席する場所に在席することができるものとし、この場合において、その場所に在席した弁護人は、その公判期日に出頭したものとみなすものとする。

ウ (省略)

### (2) 被害者参加人・その委託を受けた弁護士の出席

ア 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所以外の場所であって裁判所が相当と認めるものに在席し、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、公判期日に出席することの申出がある場合において、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が当該方法によって公判期日に出席することを許すものとする。

イ アの申出は、あらかじめ、検察官にしなければならないものとし、この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

(意見)

- (1) 刑罰を受ける当事者である被告人が、その意思に反して法廷に出頭できず、直接意見を述べるできない手続は、最大の人権侵害といえる刑罰を科する手続として適正とは言えない。すなわち、刑事訴訟法の理念のひとつである直接主義のうち、裁判所は自身の面前で取り調べられた証拠に基づいて裁判をすべきとする形式

的直接主義の観点からすれば、出頭したうえで裁判所の面前で行われる裁判によってのみ刑罰が正当化されるというべきである。また、関係者全員が揃っている場面で口頭でのコミュニケーションにより進められるべきとする口頭主義の要請からしても、公判に出頭するという事は刑罰の前提として被告人に保障されなければならない。

(2) さらに、被告人が法廷に出頭させなくて良いとするのは、自らの行為を省み、感銘を受ける場としての法廷の厳粛性の減退を招き、ひいては刑事裁判制度への信頼を揺るがしかねない。だからこそ、現行法上で軽微事件の場合を除いて、被告人が公判期日に「出頭」しないときは開廷することができず(刑訴法第286条)、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役等に当たる事件については、弁護人の出頭・在廷も開廷の要件とされており(同289条)、当事者たる被告人が法廷にいることを重視しているのである。

(3) 加えて、本要綱が想定する事態がどのようなものなのか、やや分かりにくい。例えば、「被告人が傷病又は障害のため同一構内に出頭することが著しく困難」であるならば、公判期日を延期すべきであり、ビデオリンク方式で対応すべきとはいえない。また、公判廷への出頭を躊躇わせるような被告人への加害や、ましてや奪取の具体的危険のある事例は一般的には想定しにくく、仮にこれらの事情がある場合でも徹底した警護によって対応すべきでありビデオリンクによる必要はないというべきである。

公判期日は、刑事裁判における最重要手続であり、被告人が自らの防御権を行使し、また、刑罰を言い渡される場であるから、物理的・技術的に映像・音声の送受信による手続によることが可能であったとしても、かかる手法により代替することはできないというべきであり、現行法からの変更は必要なく、変更すべきではない。

### 3 映像と音声の送受信による裁判員等選任手続期日への出席・出頭

(法案)

#### 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

#### 第三十二条

3 裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、次の各号に掲げるいずれかの場所に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、裁判員等選任手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その裁判員等選任手続の期日に出席したものとみなす。

一 裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所以外の場所であって、同一構内（裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。次号において同じ。）にあるもの

二 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であって、裁判所が  
 相当と認めるもの

### 第三十三条

4 裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び  
 被告人又は弁護人の意見を聴き、前条第三項各号に掲げるいずれかの場所に裁判員候補  
 者の全部又は一部を在席させ、映像と音話をすることができる方法によって、裁判員等選  
 任手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した裁判員候補者は、そ  
 の裁判員等選任手続の期日に出頭したものとみなす。

(要綱)

### 3 映像と音声の送受信による裁判員等選任手続期日への出席・出頭

- (1) 裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、呼び出  
 すべき裁判員候補者の全部又は一部を裁判官及び訴訟関係人が裁判員等選任手続を  
 行うために在席する場所以外の場所であって相当と認めるものに在席させ、映像と音  
 声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によ  
 って、裁判員等選任手続を行うことができるものとし、この場合において、その場  
 所に在席した裁判員候補者は、その裁判員等選任手続の期日に出頭したものとみなす  
 ものとする。
- (2) 裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関  
 係人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所以外の場所であって相当と認め  
 るものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しな  
 がら通話を行うことができる方法によって、裁判員等選任手続を行うことができるも  
 のとする。

(意見)

法制審刑事法（情報通信技術関係）部会での議論では、裁判員候補者の表情や態度を対面  
 でつぶさに観察するまでの必要はないと考えられる、といった意見も出ていた。現実の裁判  
 員選任手続を想定するとそういった面もないとはいえないが、すでにその実態こそが裁判  
 員選任手続の形骸化ではないかと思われる。

そもそも裁判員等選任手続において弁護人らに与えられる情報はわずかであり、そのわず  
 かな情報に加え、裁判員候補者の態度等を見極めながら選任手続を進めているのが実情で  
 あるところ、その態度等も見極める機会をより狭小とするのは、裁判員選任手続の自殺では  
 ないだろうか。そうなるとやはり原則は、裁判員候補者の出頭とするべきである。

なお、裁判員等選任手続において、候補者段階の裁判員候補者の出頭が、上記公判期日  
 における被告人の出頭と同様に厳密に確保されるまでの必要がないことは事実であり、具  
 体的に疾病等に罹患しており、多数の者が集合することで疫病の感染等が危惧される場合  
 や、裁判所から一定の距離以上離れた住居を定める裁判員候補者に対しその遠距離移動の負担  
 を軽減させるためといった客観的に相当といえる具体的事情がある場合には、ビデオリン

ク方式による出席・出頭を柔軟に認めることも可能と考えられる。但し、この場合も、他の裁判所の構内といった裁判官の訴訟指揮が十分に及ぶ範囲内で、という限定は必要である。

## 第2-3

### 証人尋問等を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充

#### 1 証人尋問を映像と音声の送受信で実施する制度の拡充

(法案)

##### 第百五十七条の六

② 裁判所は、証人（国内にいる者に限る。以下この項及び次項において同じ。）を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、相当と認めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、尋問することができる。

四 証人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

六 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、その年齢、心身の状態、処遇の実施状況その他の事情により、同一構内への出頭に伴う移動により証人が精神の平穩を著しく害され、その処遇の適切な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

七 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、同一構内へに出頭に伴う移動に際し、証人を奪取し又は解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき

八 証人にさせる供述が鑑定に属するものである場合であつて、その職業、健康状態その他の事情により証人がその尋問の日時に同一構内に出頭することが著しく困難であり、かつ、証人の重要性、審理の状況その他の事情により当該日時に尋問することが特に必要であると認めるとき。

③ 前二項に規定する場合のほか、裁判所は、証人を尋問する場合において、前二項に規定する方法のいずれかによつて尋問することについて検察官及び被告人に異議がなく、証人の重要性、当該方法によつて尋問することの必要性その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、当該方法によつて、尋問することができる。

(要綱)

#### 1 証人尋問を映像と音声の送受信で実施する制度の拡充

(1) 裁判所は、証人（国内にいる者に限る。以下同じ。）を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下同じ。）以外にある場所であつて相当と認めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことがで

きる方法によって、尋問することができるものとする。

- ア 証人に鑑定に属する供述を求める場合であって、その職業、健康状態その他の事情により証人がその尋問の日時に同一構内に出頭することが著しく困難であり、かつ、証人の重要性、審理の状況その他の事情により当該日時に尋問することが特に必要であると認めるとき。
- イ 証人が傷病又は障害のため同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。
- ウ 証人が刑事施設又は少年院に収容中の者であって、次のいずれかに該当するとき。
  - (ア) その年齢、心身の状態、処遇の実施状況その他の事情により、同一構内への出頭に伴う移動により精神の平穏を著しく害され、その処遇の適切な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき。
  - (イ) 同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人を奪取し又は解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。
  - (2) 裁判所は、証人を尋問する場合において、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であって適当と認めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって尋問するについて、検察官及び被告人に異議がなく、証人の重要性、当該方法によって尋問をすることの必要性その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、当該方法によって、尋問することができるものとする。

(意見)

- (1) 従前の法制審刑事法（情報通信技術関係）部会のたたき台では、証人尋問をビデオリンク方式により実施できる場合として、現行法の要件に追加して、証人が日本国外に所在する場合、鑑定に属する供述を求める場合、証人の疾病や傷害の程度、必要な医療の内容等を考慮し出頭によりその症状を悪化させるおそれがある場合、刑事施設の又は少年院の収容中の証人の場合に、その要件を緩和して、証人尋問をビデオリンク方式により実施することができる規定を設けることを提起していた。本要綱は、少なくとも上記要件よりは、批判を踏まえて、より厳格に要件を定めたものといえる。
- (2) しかし、ビデオリンク方式による尋問は、直接主義及び口頭主義の観点からは本来想定されていないものであることに留意する必要がある。少なくとも現在の技術水準を前提とした場合、証人の表情や挙動等の観察のしやすさにおいて対面による場合に劣る。ネットワークトラブルも支障を来さない程度まで解消されているとは言い難い。直接証人と相対して実施される尋問に比して、真実探求という側面において劣ることは否めないため、被告人の反対尋問権や証人尋問権の保障の見地からしても、ビデオリンク方式の証人尋問が許容されるのは、限定的に解される必要がある。現行法157条の6第1項が、ビデオリンク方式で行うことの要件を、①証

人が一定の性犯罪の被害者である場合、②証人が法廷等で供述をするときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがある場合、③裁判所への出頭等の際して証人に対して加害行為等が行われるおそれがある場合、④証人が遠隔地に居住し、出頭することが著しく困難である場合に限定しているところ、この要件も平成28年の刑訴法改正の際、反対尋問権の保障と証人等の保護の要請を如何に調整するか相当な議論を経て導いた最終結論であって、IT化を理由にさらに緩和させる必要があるのか慎重に検討する必要がある、この点、その検討は不十分である。

- (3) 加えて、法制審刑事法（情報通信技術関係）部会のたたき台にて記載されていた国外に所在する証人についてのオンライン証言を認める案について、検察委員等による反対意見がなされたことによって、本要綱では「国内にいる者に限る。」と限定が付され、国外にいる証人に対してオンライン証言が使えないとの案になってしまった。現在の扱いでは、国外証人は刑訴法第321条1項2号の供述不能とされ、検面調書が証拠として採用されてしまうという問題があったところ、たたき台では不十分ながらビデオリンク方式による反対尋問権の機会を設けることで証言不能による検面調書の安易な採用を防ぐという事が可能となると思われたが、検察委員からの反対意見でなくなってしまったことは極めて残念である。こと国外証人については、積極的にビデオリンク方式による証言を法制化して認めるべきである。

## 2 鑑定を命ずる手続を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充

(法案)

**第七十一条** 前章の規定は、勾引に関する規定を除き、鑑定について準用する。この場合において、第五十七条の六第二項中「ときは、」とあるのは、「とき、又は鑑定人を尋問する場合（鑑定の経過及び結果に関する尋問をする場合を除く。）において、相当と認めるときは、」と読み替えるものとする。

(要綱)

### 2 鑑定を命ずる手続を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充

裁判所は、鑑定を命ずる際に鑑定人（国内にいる者に限る。以下同じ。）を尋問し、又は鑑定人に宣誓をさせる場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって適当と認めるものに鑑定人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、尋問し、又は宣誓をさせることができるものとする。

(意見)

- (1) 鑑定人尋問については、証人尋問に比して、鑑定人の表情、仕草、態度といった面よりもその専門的知見の是非を問題とするものであることが多いため、証人尋問と比べるとビデオリンク方式によることの立法事実は確かに存する。
- (2) しかし、専門家証人といえども中立的とはいえないような敵性証人的な人物もお

り、このような人物に対してはやはり対面して尋問することで表情、仕草、態度を見ながら行う権利が保障されなければならない。また、専門家証人をオンライン証言させることにつき、多忙であることが理由のひとつとしてあがっているが、反対尋問権より専門家証人の多忙が優先することはあってはならず、立法事実として薄弱と言わざるを得ない。

したがって、「被告人及び弁護人に異議のない」場合に限定すべきであり、「意見を聴き」との本要綱の規定では問題である

### 3 通訳を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充

(法案)

**第一百七十八条** 前章の規定は、通訳及び翻訳について準用する。この場合において、第一百七十一条において準用する第一百五十七条の六第二項中「場合において、次に掲げる場合であつて」とあるのは「場合において」と、「方法に」とあるのは「方法（当該方法による通訳又は翻訳が著しく困難であるときにあつては、音声の送受信により同時に通話をすることができる方法）に」と読み替えるものとする。

(要綱)

#### 3 通訳を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充

- (1) 裁判所は、通訳人（国内にいる者に限る。以下同じ。）に通訳をさせる場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であつて相当と認めるものに通訳人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳をさせることができるものとする。
- (2) 裁判所は、通訳人に通訳をさせる場合において、やむを得ない事由があり、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であつて相当と認めるものに通訳人を在席させ、裁判所、検察官並びに被告人及び弁護人が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって通訳をさせることができるものとする。

(意見)

通訳に関しては、通訳の信用性が担保される限り、ビデオリンク方式を許容する相当性があると考えられる。ただ、被告人や弁護人は、その通訳に疑義を覚えたとしても、直ちに通訳が適正に行われているか判断できない場合もあり、その現場において、その通訳の内容について確認等が行えるようにする必要がある。そのため、原則は、通訳は被告人と同じ法廷に出頭して行われるべきであり、ビデオリンク方式による通訳を行える例外は、少数言語の通訳人を必要とする場合などにおいて、通訳人の居住地や障害等により同一構内に在席できないなどやむを得ない理由がある場合に限定されるべきであり、安易なビデオリンク方式が採用されることがないような制限規定は必要というべきである。

なお、現実問題として、通訳人の技量や被告人の話し方、声の音量等々によって、現場で被告人等とコミュニケーションを取りながら、通訳を実施しているケースをそのまま散見する。ビデオリンク方式によった場合、これらの事例での対応がスムーズにいかなくなることは十分に想定できるのであって、現実的な運用を考えた場合、通訳人のビデオリンク方式による通訳は原則として認められないというべきである。

そもそも、通訳をビデオリンク方式によらなければ通訳人が準備できないなどということは聞いたことがなく、単に通訳人の都合が付きやすい程度の理由しかないのであれば、それは被告人が自身の言語で通訳を受けながら防御する権利に劣後するものであって、立法事実が存しないと言わざるを得ない。

したがって、「被告人及び弁護人に異議のない」場合に限定すべきであり、「意見を聴き」と規定する本要綱では問題である。

### 第3-4

#### 通信傍受の対象犯罪の追加

(法案)

##### 別表第二

へ 刑法第二百三十五条（窃盗）、第二百三十六條（強盗）若しくは第二百四十条（強盗致死傷）の第一項（強盗）若しくは第二百四十条（強盗致死罪又はこれらの罪の未遂罪）  
ト 刑法第二百四十六條（詐欺）、第二百四十六條の二（電子計算機使用詐欺）若しくは第二百四十六條の二（電子計算機使用詐欺）若しくは第二百四十九條（恐喝）の罪又はこれらの罪の未遂罪

(要綱)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律別表第2に掲げる通信傍受の対象犯罪に刑法第236条第2項、第246条第2項及び第249条第2項の罪を加えるものとする。

(意見)

#### 1 通信傍受の違憲性

##### (1) 憲法35条

1999年に成立した「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」(以下、「盗聴法」という。)であるが、盗聴法ができたからといって通信傍受(盗聴)が重要な法益侵害を伴う強制処分であることに変わりはない。

現在は、盗聴法があることによって強制処分法定主義はクリアすることになってしまうが、強制処分である以上は憲法35条の令状主義をクリアしなければならない。憲法35条は「正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない」「司法官憲が発する格別の令状により、これを行ふ」と定めるところ、以下の3点において盗聴法は憲法35条に違反する違憲立法である。

一に、盗聴をする際は、電話はどこからでもかかってくるしどこにもかけられる以上は、

特定の電話回線に限定しても盗聴の際には関係のない無数の第三者の会話・通信を包括的に侵害する。憲法35条が「格別の令状」を求めた趣旨は、場所や機会が変わるたびに裁判官に正当な理由を審査させる必要があることからすれば、被侵害利益ごとに令状の発布が必要になるというべきであり、現行の盗聴法はこの「格別の令状」要件を満たしていないことは明らかである。

二に、電話はどこからでもかかってくるしどこにもかけられるという特性に鑑みれば、通常の検証のような空間による限定ができず、令状において傍受の対象を特定の電話回線等にしていたとしても、関連性のない情報の入手を防ぐことはできない。実際、2021年の通信傍受法36条に基づく運用状況からすれば、傍受した通話16495件のうち被疑事件と関連性があったのは2320件に過ぎず、無関係の盗聴が大半であることからすれば、令状によって「場所及び物の明示」をしたとは到底いえないであろう。

三に、「場所及び物の明示」についての令状は、事前呈示をも求めていると解されることからすれば、令状の事前呈示がおよそできない盗聴はこの要件をおよそ満たすことができず違憲である。

## (2) 憲法38条1項

また、通信傍受(盗聴)を検証の一環としてみれば憲法35条のみ問題となるが、盗聴は声の性質等の認識というよりは会話内容の把握が主目的であることからすれば、これは供述録取そのものであり、そうであれば、黙秘権や証言拒否権を保証しえない盗聴という捜査手法は憲法38条1項にも反する。

## 2 その他通信傍受法の問題

通信傍受法の拡大が立会人不要とすることによって成立するとすれば、捜査機関の盗聴の濫用を招き、犯罪とは無関係の一般市民の通信の秘密・プライバシーを侵害する機会を飛躍的に増大させる危険性がある。なお、現行法は事後の不服申立権を認めるが、同権利があることを事後に通知したところで、通信の秘密・プライバシー権侵害の危険性を払しょくするものではない。

しかも、現行法では、被疑事実の捜査と無関係な情報が大半であることは前述した通りであるが、かかる情報を削除する規定などは存在しておらず、警察・検察が本来得られなかったプライバシー情報をデータベースとして蓄積することを事実上許してしまっているという問題も存する。

## 3 以上からすれば、そもそも現行の通信傍受法自体が違憲かつ違法なものであり、当然対象犯罪の拡大も違憲となる。

また、対象犯罪の拡大は、国民に対する監視の拡大を意味するものであって、対象が追加されることで国民のプライバシー権に対する侵害の度合いも強まる。

## さいごに

昨今、あらゆる分野での“IT化”“オンライン化”が進められていることは事実であるが、IT技術を用いるべき分野とそうでない分野については慎重に判断する必要がある。特に、司法という分野では、人権に関わる以上は、単に効率性さえ向上すればよいものではない。常に人権の観点を出発点として議論が進められなければならない。

こうした観点からすると、本要綱は、効率性の観点ばかりが出発点となっていると考えざるを得ない。個々の論点の問題点については上述の通りであるが、この傾向は、本要綱に基づく改正対象分野自体からも見て取れる。例えば、本要綱にかかる法制審刑事法（情報通信技術関係）部会においては、当初、弁護人と被疑者とのオンライン接見が検討されていた。接見は、全ての刑事弁護の起点となる活動であると同時に、被疑者の防御権の実質化には欠かせないものである。オンライン接見は、その定義や方法、範囲などについて種々議論があるものの、被疑者被告人の防御権の向上にもつながりうるものである。しかしながら、結局、その部分は本要綱の対象から排除された。捜査の効率性を向上させる内容については人権的観点から異論が生じていても対象としているにもかかわらず、である。また、そもそもとして刑事弁護ないし弁護権の実質化にかかる論点は置き去りにされている。例えば、参考人を含めたすべての取り調べの録音録画など、“IT化”よりも、早期かつ簡易に実現可能な内容については一向に議論がなされず、上記の捜査の効率化を求める内容ばかりが議論の対象となった。

上記の通り、司法の議論は、人権の観点から進められるべきである。しかしながら、本要綱に至る議論は、そうした観点が全く看過されているものであり、到底容認することはできない。

また、特に捜査機関による電磁的記録提供命令の創設は、現代のデジタル化社会にあっては、刑事事件の被疑者・被告人の情報はもちろん、さらには他の多数の第三者（国民）の情報も包括的に捜査機関に把握される危険があり、それは、捜査機関に国民監視の強力な手段を与えるものでもあることは、本文で述べたとおりである。

以上のとおり、本要綱に基づき法案化された刑事IT化法案は被疑者・被告人ひいては国民全般の人権を侵害するものであり反対する。

以上

---

2025年3月24日

編集 自由法曹団 刑事・治安警察委員会

発行 自由法曹団

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

Tel TEL03-5227-8255 Fax 03-5227-8257

URL <http://www.jlaf.jp/>

---